

## 北海道農業法人協会 酪農部会 規約

### (名 称)

第1条 この組織の名称は北海道農業法人協会酪農部会（以下「部会」）という

### (目 的)

第2条 この部会は、北海道における農業法人の酪農業の振興と酪農経営の改善を図ることを目的とする。

### (部会の事務所)

第3条 部会の事務所は、北海道農業法人協会内に置く。

### (事 業)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報収集・交換に関すること。
- (2) 酪農経営環境改善に対しての啓発・提言に関すること。

### (会員の資格)

第5条 本会の会員は生産者会員等で構成される。

- (1) 生産者会員は酪農業を営む北海道農業法人協会会員である。
- (2) その他、部会に必要と認められる者。

### (研究会への加入・脱退)

第6条 部会への加入及び脱会は、加入申込書を提出するものとする。

### (部会の役員)

第7条 部会への事業を円滑に運営するために、次の役員を置く。ただし、役員は北海道農業法人協会会員から選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名

2 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

4 会計は、会計会務を執行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し開催する。

(総会決議事項)

第10条 次の事項は、総会決議を経るものとする。

- 2 役員選出
- 3 規約変更
- 4 会費
- 5 部会解散

(経費および会費)

第11条 部会運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 部会運営及び会計年度は、毎年2月1日から翌年1月末日とする。

(解散)

第13条 部会解散は総会決議を持って決定する。

- 2 解散時の残余金は北海道農業法人協会に寄付する。

(その他)

第14条 その他、部会運営に必要な事項は、別に定めることができる。

(附則)

- 1 この規約は、平成28年7月7日から施行する